

岩手中部水道企業団水道ビジョン(案) についてのご意見を募集します

岩手中部水道企業団水道ビジョンは、当企業団の基本理念や目標、取り組みの方向性や取り組み施策を示すものです。

水道事業における「水道利用者サービスの均一及び向上」、当企業団の「統合」の効果を高める水道の実現に向け、現状を把握し、統合時に策定した広域化事業計画の再整理を行い、各課題を検討したうえで水道ビジョン（計画期間：平成28年度から平成37年度まで）を策定します。

「岩手中部水道企業団水道ビジョン（案）」について、広く住民の皆様からの意見を募集します。

意見の募集期間

2月15日（月）～3月16日（水）

水道ビジョン(案)の公表方法

岩手中部水道企業団、各水道お客様センター（北上市・花巻市・紫波町）の窓口に備え付けるほか、企業団及び各構成市町（北上市・花巻市・紫波町）ホームページに掲載します。



意見の提出方法

①住所、②氏名、③電話番号、④意見を記入のうえ、持参または郵便、ファクス、電子メールのいずれかにより提出してください。

※意見提出の様式は自由です。口頭や電話、匿名での意見は受け付けできません。

意見への回答

(岩手中部圏域を流れる北上川)

意見の概要及び意見に対する企業団の考え方は、個人情報に配慮したうえで、企業団ホームページなどで公表します。

お問い合わせ・意見の提出先

〒025-0004 花巻市葛第3地割183番地1
岩手中部水道企業団 経営企画課
電話 0198-29-5377 (内線18)
ファクス 0198-26-3307
電子メール kigyodan@iwatetyubu-suido.jp

【今号の主な内容】

- ・災害に備えて
- ・給水装置の管理について
- ・引越の手続きはお早めに
- ・古館浄水場見学会

災害に備えて

大規模な地震や停電、局地的大雨、河川への油流出による水源汚染等が発生すると、水道管の破損や浄水場の運転停止により、水道が断水してしまう恐れがあります。

災害に備えた企業団の取り組みと、家庭でできる取り組みを紹介します。



北上市役所前の給水所にできた長蛇の列
(平成23年3月12日撮影、北上市提供)

企業団の取り組み

水道管の耐震化

企業団では、水道管の新規布設や更新時に耐震管を採用しています。耐震管は、管のつなぎ目部分に伸縮性があり、地震発生時にも抜け出しにくい構造となっています。



(県立中部病院付近)
送水管布設工事

給水車・給水資材の整備

大規模な断水に備え、加圧式給水車や給水タンクを保有しています。また、給水所において飲料水の配布をするため、給水袋の備蓄をしています。

災害時の協力体制の構築

日本水道協会岩手県支部による相互応援体制を構築しているほか、民間事業者との災害協定を締結しています。

家庭でできる取り組み

災害時には蛇口をひねっても水道水が出ない可能性があります。給水所の設営に時間がかかることも予想されることから、日ごろからご家庭でも水を備蓄しましょう。

備蓄の目安 1人1日・3ℓを3日分



保管方法 直射日光を避け、暗くて涼しい場所で保管

水道水を保管する場合

清潔な容器に口元いっぱい水を満たし、しっかりと蓋を閉めてください。時間の経過とともに水道水中の塩素による消毒効果がなくなるため、3日を目安に水を入れ替えましょう。

市販のペットボトル水などを保存する場合

製品の保存方法や賞味期限などの記載事項をご確認ください。

水道メーター交換へのご協力をお願いします

水道メーターは、法令に基づき8年に1度交換しなければなりません。期限を迎えるメーターの交換作業は企業団圏域内の水道工事店に委託しています。

交換作業時、ご在宅であればごあいさつをしてから作業に取りかかりますが、ご不在の場合は作業を行い交換後に作業済みの通知文書を投函します。

交換作業後は水道管内に空気が混入することがありますので、交換後最初に水を流す際は水の量を絞った状態でご使用ください。

10分ほど水道を止めての作業となり、ご迷惑をお掛けしますがご協力をお願いします。

メーター交換の作業員は、企業団が発行した身分証明書を持し、腕章を着用しています。不審に思った場合は提示を求めてください。

なお、交換に係る費用を請求することはありません。

鉛製給水管について

鉛製給水管（鉛管）は、柔らかく加工や修理が容易なことから、以前は給水管として全国的に使用されてきました。しかし、鉛管は漏水が多く、また、健康への影響が懸念されることから、現在は新規の建物については使用されていません。

鉛管を使用しているご家庭などでは、朝一番に水道を使う場合や旅行などで長期間水道を使わなかった場合、念のため最初の水をバケツ1杯程度（約5ℓ）、飲料水以外の用途にお使いになることをお勧めします。

鉛管が使用されている可能性があるのは、北上市内では昭和60年以前、花巻市内では平成6年以前の一部の給水管です。紫波町内ではほとんどありません。

ご自宅で鉛製給水管を使用しているかどうかに関しては、給配水課へお問い合わせください。

水道料金について

水道料金はメーター口径別の基本料金に使用水量に応じた従量料金を加算して計算されます。

また、下水道・汚水処理施設等をご利用されている方は、下水道使用料等を合算して請求しております。

【一般用】

(単位：円)

口径	基本料金 (税抜)	従量料金 (1㎡当たり・税抜)				
		1～10㎡	11～20㎡	21～30㎡	31～50㎡	51㎡～
13mm	700	120	175	210	240	260
20mm	1,000					
25mm	1,200					
30mm	2,400					
40mm	3,200					
50mm	6,200					
75mm	14,400					
100mm	26,300					
150mm	53,700					

花巻市と紫波町にお住まいの方は 水道料金が変わります

花巻市と紫波町にお住まいの方の水道料金は、新料金の激変緩和措置により平成26年度から30年度まで段階的に調整しているため、4月検針(5月請求分)から平成28年度料金に変わります。

【計算例】

口径が20mmでひと月の使用水量が15㎡の場合
(用途：一般用)

花巻市内にお住まいの方

▶平成26年度…2,835円

▶平成27年度…2,895円

▶平成28年度…2,955円

▶平成29年度…3,015円

▶平成30年度…3,075円

紫波町内にお住まいの方

▶平成26年度…2,823円

▶平成27年度…2,886円

▶平成28年度…2,949円

▶平成29年度…3,012円

▶平成30年度…3,075円

※消費税及び地方消費税が上記に加算されます。

水道料金(使用水量)が急に上がったときは

次の手順で漏水の確認をお願いします。

- ① 宅内、屋外水道の蛇口を全部閉める。
- ② 水道メーターのパイロットが回っているか確認する。

水道を使用していない状態で、メーターのパイロットが回っているときは、漏水の疑いがあります。岩手中部水道企業団指定給水装置工事事業者へ修理依頼をしてください(費用は自己負担)。修理完了後に水道料金の一部が減免できる場合があります。

【例】給水管が土中で漏水していた場合(お湯配管等は除く)

【水道メーター】



※減免の申請については、指定給水装置工事事業者または経営企画課料金係へご相談ください。

※指定給水装置工事事業者は、企業団ホームページをご覧ください。また、給配水課へお問い合わせください。

給水装置の管理について

給水装置はお客様の所有物です。

止水栓、メーターボックス等の適切な管理をお願いいたします。



装置の管理区分	お客様	企業団	お客様
漏水時の修繕区分	お客様	水道企業団	お客様
水質の管理区分	水道企業団		お客様

漏水について

水道メーター前の漏水は、有収率向上等の観点から、水道企業団が修繕を行います。漏水を発見した場合は、通報をお願いいたします。

メーター以降の漏水は、指定給水装置工事事業者へ修繕を依頼してください。

受水槽の水質管理

受水槽所有のお客様は、適宜点検をお願いいたします。また、受水槽容量により、年1回の受水槽内の清掃や水質検査等が水道法で義務付けられております。

詳しくは給配水課にお問い合わせください。

お引越の手続きは お早めに

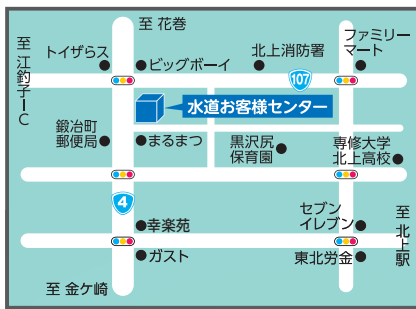


水道の使用開始・中止のお申し込みは、
3日前までに水道お客様センターへお願いします。
3月、4月は転入・転出が多い時期ですので、
余裕を持って連絡をお願いします。

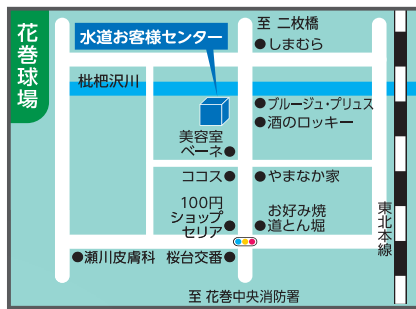
水道お客様センター

【営業時間】

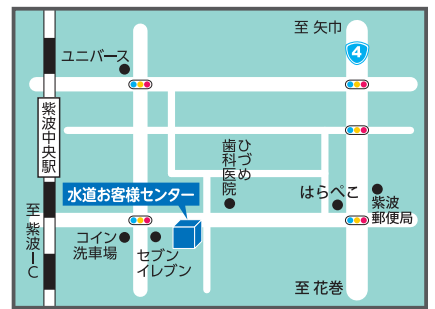
- ・月曜日～金曜日（通常業務）／8:30～17:15
- ・土曜日（電話受付のみ）／8:30～17:15
- ※祝日・年末年始は休業です



北上市有田町1番19号
☎ 0197-64-7570
FAX 0197-62-0585



花巻市星が丘一丁目27番20号
☎ 0198-24-2175
FAX 0198-29-4845



紫波町日詰西三丁目6番地16
☎ 019-676-2810
FAX 019-676-2165

● 水道を使用開始するとき

お申し込みの際は、①水道ご利用の住所、②使用者名、③利用開始日、④連絡先電話番号、⑤お支払方法についてお知らせください。

※届出なく使用している場合は無届使用となりますので、必ずお申し込みをお願いします。

● 水道を使用中止するとき

手続きの際は、①お客様番号、②中止予定日、③精算方法、④転居先住所、⑤連絡先電話番号をお知らせください。中止のご連絡をいただかないと、ご使用がない場合でも基本料金がかかります。また、日付をさかのぼっての受付はできません。

閉栓までの水道料金・下水道使用料等は、前回の検針日から中止日までの使用量をもとに算出します。



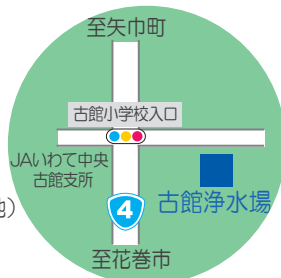
完成イメージ図

新しくなった古館浄水場の見学会を開催します。
当日は直接会場にお越しください。

日時 3月12日（土）
午前9時～午後4時

場所 古館浄水場内
(紫波町二日町字御堂前 16 番地)

内容 新しい浄水場の説明



お問い合わせ 株式会社明電舎 (☎ 019-672-3702)

クイズとアンケートにお答えいただいた方の中から
抽選で5名様に図書カード(1,000円分)プレゼント

クイズ

災害に備えて一般的に一人一日に必要な水は何リットルでしょうか？

- ① 必要ない ② 3リットル ③ 10リットル

アンケート

災害に対するご家庭での備えについて教えてください。
(複数回答可)

- ① 特に何もしていない
- ② 飲料水の備蓄
- ③ 避難所の把握
- ④ その他（具体的に記入ください）

【応募方法】 はがきに (1) クイズの回答、(2) アンケートの回答、(3) 郵便番号、住所、(4) 氏名、(5) 電話番号、(6) 水道に関するご意見や本広報紙の感想をお書きの上、〒025-0004 花巻市葛 3-183-1 岩手中部水道企業団「読者アンケート係」へお送りください。

【締 切】 2月29日（月）当日消印有効

※当選者の発表は発送をもって代えさせていただきます。
※お客さまからいただいた個人情報は、賞品の発送のみに使用するもので、お客さまの承諾なく第三者に提供することはありません。

※前回発行の広報紙（平成27年12月発行）のクイズの答えは、②-4℃でした。たくさんのご応募ありがとうございました。